

## 整(接)骨院で施術を受けるときは

骨折や脱臼、捻挫などのけがをしたときは、整骨院や接骨院で、医師の同意があれば、健康保険を使って柔道整復師による施術を受けることができます。

ただし、「柔道整復師」は、医師とは異なり、レントゲン検査・手術・薬の処方はできません。また、負傷の内容によっては、健康保険が使えず、全額自己負担となる場合もあります。

柔道整復師の施術を受けるときは、負傷の原因を正確に伝え、健康保険が使えるかを事前に確認しましょう。

### 健康保険の対象になるもの

- ◇急性などの外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫で、内科的原因による疾患ではないもの（骨折・脱臼は医師の同意が必要（応急手当を除く））
- ◇骨・筋肉・関節のけがや痛みで、負傷の原因がはっきりしているもの



### 健康保険の対象にならないもの

- ◇疲労性・慢性的な要因による肩こりや筋肉疲労
- ◇神経痛・リウマチなどの病気による痛み・こり
- ◇脳疾患後遺症などの慢性病
- ◇症状の改善がみられない長期の施術
- ◇医療機関（病院・診療所など）で治療を受けている負傷



全額自己負担になります

署名が必要です

柔道整復では、健康保険が負担する施術料（自己負担が3割の場合は残りの7割）を皆さんに代わって施術所が請求することが認められています。そのため、施術を受けたときは、療養費支給申請書の内容に間違いがないかをよく確認し、受取代理欄に署名してください。

●問い合わせ先

国保年金課

☎(580)1847

## 70歳～74歳の皆さんへ 新しい国保の高齢受給者証を送ります

7月下旬に届く新しい受給者証は、平成28年中の収入に応じて、医療費の一部負担金の割合を見直したものです。8月からはその受給者証を使用してください。

※75歳からは後期高齢者医療保険へ加入するため、平成30年7月31日までに75歳になる人の有効期限は、誕生日の前日

また、平成29年8月診療分から、厚生労働省による高額療養費制度の見直しのため、自己負担額の上限額が変更となります。詳しくは下表を確認してください。

●問い合わせ先

国保年金課

☎(580)1846



	自己負担限度額（月額）	
	①外来（個人単位）	②外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	【変更前】 4万4400円 【変更後】 <b>5万7600円</b>	8万100円+（総医療費-26万7000円）×1% 【過去一年で4回目以降の場合には4万4400円】
一般	【変更前】 1万2000円 【変更後】 <b>1万4000円</b> （年間上限14万4000円）	【変更前】 4万4400円 【変更後】 <b>5万7600円</b> 【過去一年で4回目以降の場合には4万4400円】
低所得者Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得者Ⅰ	8000円	1万5000円